

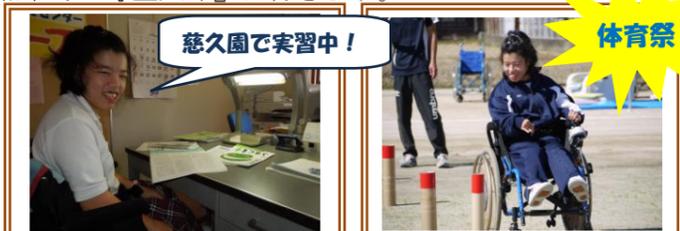


将来をみつめて

私は柳河特別支援学校に通う高校3年生です。
 いままでの進路は地図がない状態でした。
 私の進路のスタートは5月の進路学習会です。
 福岡に住む宮内さんからご自身の活動されているピアカウンセリングについての講演を聞きました。
 私はお話することが好きなのでとても関心がわいてきました。
 6月の実習は筑後の自立支援センターでの研修を受けることにしました。
 自立支援センターでは大学を卒業したばかりの私と同じ障害の方と出会い刺激を受けました。
 最初はカウンセリングを受ける側として気持ちを吐きだしてスッキリしました。
 しかし、ピアカウンセリングを受ける人数が少ないという現実の壁にあたったのです。
 私自身もピアカウンセリングを受講するたびにとても不安と孤独に襲われました。
 「このままでいいのか」「障害者の中にまみれてしまっているのか」と・・・
 そんな中救いの手をさしのべてくれたのはリーベルさんでした。
 みやま市にある慈久園でした。
 精神障害の方の相談支援をしました。「会話だけがカウンセリングじゃない」聞くことの大切さを改めて感じました。
 自分がどれだけ『小さな社会』にいるかをみせつけられました。
 まだ私には刺激がたりないと思うのでいろんな場所に出て行って人との出会いの中で学びたいと思います。
 これまで得た経験を活かして、将来への線路を作りたいです。

12月にはリーベルさんから紹介していただいた黒木町の『金太郎』に行きます。

そこでまた新しい出会いを楽しみにしています。



柳河特別支援学校 肢体不自由教育部門
高等部 長本七海

※慈久園：みやま市より相談支援事業の委託を受けておられます。
※金太郎：黒木町で介護保険のデイサービス事業を行っておられます。

★AEDをいただきました！

9月30日に、八女ライオンズクラブより、八女地区自立支援協議会に、AEDを2台寄贈いただきました。1台は、ひまわり学童（八女市立花町）に、もう一台はリーベルに置かせていただいております。ありがとうございます。当協議会より八女ライオンズクラブに感謝状を贈呈し、お礼を伝えました。



編集後記：10月15日夕方、久留米高校より生徒さんと先生がリーベルに来訪されました。「久留米餅は紫外線対策によいことがわかり、それならば、アームカバーを作ろう！作ったものは、水害にあった八女の地で誰かに使ってもらえれば・・・」そんな生徒さんの思いが詰まった手作りアームカバーを持って来られたのです。今回は、障害者支援施設「蓮の実団地」が頂き、園外作業等で活用していただくことになりました。地域を越え、生徒さんの思いに感激しました。

リーベル通信

発行責任者：八女地区障害者等相談支援センター「リーベル」
 住所：八女市本村 425-9
 電話：身体しょうがい・知的しょうがい・しょうがい児 0943-22-2610
 精神しょうがい 0943-22-2630

「障害者虐待防止法」が施行されました。

八女市役所 市民福祉部 福祉課 しょうがい者福祉係
係長 山口 幸彦

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、「障害者虐待防止法」)が平成24年10月1日に施行されました。

障害者虐待防止法では、第1にしょうがいのある方に対し虐待の防止、早期発見、虐待を受けた方に対する保護や自立の支援を行い、しょうがいのある方の権利や利益を擁護することを目的としています。

また、もう一方で、しょうがいのある方の養護者に対して支援を行うことにより介護疲れや不安を無くし、虐待行為を防ぐための支援を行うこともその目的としています。

よって、障害者虐待防止法は、決して罰則を前提とした法ではなく、しょうがいのある方やその養護者に対し支援を行うための法という風に考えられます。

八女市では、障害者虐待防止に関する相談窓口、通報の受付窓口として「八女市障害者虐待防止センター」を10月1日に開設し、しょうがいのある方やその養護者に支援や相談などを行っています。

市民の皆さまが、「これはどうかな?」と分からない場合や虐待を受けたと思われるしょうがいのある方を見られたなどの場合は、下記の「しょうがい者虐待ホットライン」へご連絡いただき、ご相談やお知らせいただければと考えています。

しょうがいのある方に対する虐待は、その方の尊厳を傷つけるものであり、虐待の防止は、しょうがいのある方の自立や社会参加の促進に非常に重要です。

市民の皆さまのご協力をお願いいたします。



★「手をあげる」ことだけが虐待ではありません。

- ・たたく、つねる。・食事をさせない。・ベッドに縛りつける。・無理やり食事を口に入れる。・入浴させない。・排せつの失敗をあざけ笑う。・わざと薬を過剰に与える。・世話をしない。・人前で恥をかかせる。・ののしる、子ども扱にする。・意図的に無視する。・本人が望む金銭の使用を理由もなく使わせない。・年金や貯金を本人の意思、利益に反して使う。

これらはみんな虐待です！

虐待に気づいたら

<八女市>

しょうがい者虐待ホットライン
☎090-2580-0294
(24時間・365日受付：秘密厳守)

<広川町>

広川町障がい者虐待防止センター
(広川町健康福祉課 母子・福祉係内)
☎0943-32-1113 (健康福祉課)



子どもたちが利用できるサービス（八女地区版）

放課後とか夏休みはどこか預けるとはななですか？

どこらへんに、あつとですか？

何ぼして、過ごすことになつとですか？

放課後等デイちゃ、何ですか？



今回は、子どもさんが利用できる福祉サービスの中でも、よくご質問がある「放課後等デイサービス」と「日中一時支援」について、八女地区にある事業所をご紹介します。



放課後等デイサービス

- ★放課後や長期休暇中（夏休み、冬休み、春休み）に、生活能力向上に向けて、療育、訓練等を継続的に行えるように支援していくサービスです。ひとりひとりに応じた課題に対応します。
- ★利用料はご家庭の所得に応じて上限がありますが、昼食代等（実費負担分）は含まれません。
- ★八女地区の「放課後等デイサービス」事業所は・・・

ミライプラス



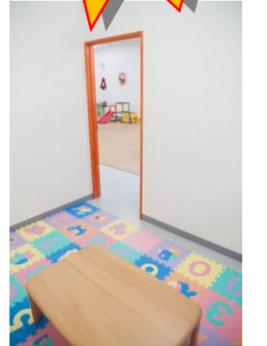
所在地：八女市津江 565-3
 連絡先：0943-24-1032
 定員：10名

はるるん



所在地：八女郡広川町大字一條 1357
 連絡先：0942-52-7156
 定員：10名

つばさラボ



New 12/1 開所

所在地：八女市本村 542-4
 連絡先：0943-24-9850
 定員：10名

日中一時支援

- ★ご家族で介護できないとき（放課後や長期休暇も含む）に、子どもさんを日中施設で預かり、安心安全に過ごしてもらおうサービスです。介護者の休息を目的としています。
- ★利用料は原則1割負担で、利用した分全てを負担していただきます。上限はありません。
- ★八女地区の「日中一時支援サービス事業所」は・・・

事業所名	所在地	連絡先	備考
ふるさと	八女市龍ヶ原	0943-30-2060	
陽だまりの里	八女市本	0943-30-3055	
ミライプラス	八女市津江	0943-24-1032	
紫雲英の郷	八女市本	0943-22-2250	
夢工房	八女市黒木町	0943-42-4680	
ひまわり学童	八女市立花町	0943-23-2246	
蓮の実園	八女市上陽町	0943-54-3123	高校生以上
蓮の実団地	八女市上陽町	0943-54-2233	
赤坂園	八女郡広川町	0942-52-7156	高校生以上
第二赤坂園	八女郡広川町	0942-53-2110	高校生以上
サングリーン	八女郡広川町	0942-27-2555	高校生以上

日中一時支援について、よくある質問です。

◎「送迎は、してもらえますか？」
 ⇒日中一時支援では、原則送迎はありません。事業所によっては、相談に応じてくださるところもあります。まずは相談してみてください。

◎「何時まで預かってもらえますか？仕事の都合で迎えの時間が遅くなります・・・」
 ⇒各事業所によって、対応時間が異なります。事業所へ確認が必要です。

◎「明日、預かってほしいのですが、預かってくれる事業所がありますか？」
 ⇒利用するためには、①市役所・役場での手続きと、②事業所との契約が必要です。事業所により、特色があるので、手続きする前に事業所の見学をお勧めします。手続きに時間がかかるので、早めに利用検討されておくといいと思います。

福祉サービスは障害のある方で生活のしづらさがある時に利用できるサービスです。障害者手帳をお持ちでない方も、市役所・役場へご相談ください。

